

石井町農業振興地域整備計画変更理由書

〔計画の変更理由〕

本町は、昭和47年度に農業振興地域の整備に関する法律に基づき、県下市町村に先がけて当該計画を策定し農用地区域を設定した。また都市計画法に基づく市街化調整区域が即農業振興地域であり、その90%が農用地区域である。

徳島市に隣接するため都市近郊的性格が随所にきわめて強く表れている。集落構想については地元の合意がまとまる見込みが無いので、止むなく一般管理で農家の分家住宅及び居宅等止むを得ないと思われる用地について変更するものである。

(別紙1号)

農業振興地域整備計画変更理由書

- 1 市町村農業振興地域整備計画の変更理由
- 2 農用地利用計画の変更
 - ①農用地区域への編入

編入の契機 社会情勢の変動 計	編入しようとする土地の所在、 地番	地目		面積 m ²	編入後の 用途区分	編入の理由
		台帳	現況			
②農用地区域からの除外						
除外の契機	除外しようとする土地の所在、 地番	台帳	現況	面積 m ²	除外前の 用途区分	除外後の用途
社会情勢の変動	高原字関 96番6	田	雑種地	3,123	農地	除外に係る根拠法令等 農振法第13条第2項
社会情勢の変動	石井字石井 2453番2	田	宅地	336	農地	農振法第13条第1項
社会情勢の変動	高原字平島 167番1	田	田及び 雑種地	1,414の内	農地	農振法第13条第1項
社会情勢の変動	藍畑字東覚円 25番1	畑	畑	1,723	農地	工場(制御盤製造)の従業員用駐車場 中古自動車の展示・販売及び 修理車両の一時置場
社会情勢の変動	高川原字高川原 753番1	田	田	1,573	農地	農振法第13条第2項 農振法第13条第2項
社会情勢の変動						
社会情勢の変動						
社会情勢の変動						
計				7,504.36		
③用途変更						
用途変更の契機	変更しようとする土地の所在、 地番	面積 m ²		変更前の 用途区分	変更後の 用途区分	変更の理由
計						

農業振興地域整備計画の変更概要書

第 1 市町村整備計画変更後の概要

農用地の利用計画の農用地 1 2 5 1. 3 ha が一部除外によって約 0. 2 ha を農用地区域に含めないことにより 1 2 5 1. 1 ha となる。

第 2 「農用地利用計画」の変更

1 農用地区域の面積

農用地区域 番 号	変 更 内 訳				備 考 m ²
	変更前の面積	変更後の面積	除外・編入面積	左の範囲	
A-1	51.1	51.1			
A-2	18.1	18.1			
A-3	23.4	23.4	0	字石井	△422.33
A-4	22.5	22.5			
B-1	38.0	38.0			
B-2	69.1	69.1			
B-3	39.6	39.6			
B-4	65.5	65.6	0.1	字下浦	編入1,113
B-5	14.5	14.5			
B-6	134.3	134.3			

農用地区域 番 号	変 更 内 訳				備 考 m ²
	変更前の面積	変更後の面積	除外・編入面積	左 の 範 囲	
C-1	21.9	21.9			
C-2	12.9	12.9			
C-3	101.4	101.2	△0.2	字西高原 字平島	△1,468 △658
C-4	68.0	68.0			
D-1	313.6	313.6			
D-2	55.2	55.2			
D-3	8.7	8.7			
E-1	49.7	49.7	0	字南島	△198
E-2	28.1	28.1			
E-3	46.7	46.7			
E-4	69.0	68.9	△0.1	字桜間	△815
計	1,251.3	1,251.1			

2 農用地区域の概要

(変更前)

本地域内にある現況農用地1345.3haのうち、徳島市上水道水源地拡張用地、文化財としての史跡名勝の土地、吉野川河川区域の土地37.3ha、自然的条件等からみて農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地13ha、その他道路市街地として今後開発が予想される農用地としての確保が困難と考えられる国道192号線及び県道沿い両側それぞれ50m以内の農用地約146.9ha、集落に介在する農地43.2haを除き、山林146.4haを加え約1251.3haについて農用地区域を設定する。

(変更後)

本地域内にある現況農用地1345.3haのうち、徳島市上水道水源地拡張用地、文化財としての史跡名勝の土地、吉野川河川区域の土地37.3ha、自然的条件等からみて農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地13ha、その他道路市街地として今後開発が予想される農用地としての確保が困難と考えられる国道192号線及び県道沿い両側それぞれ50m以内の農用地約146.9ha、集落に介在する農地43.4haを除き、山林146.4haを加え約1251.1haについて農用地区域を設定する。

(単位：ha)

		農 用 地 等								左山 以林 外原 の野	そ の 他	合 計
		田	畑	樹 園 地	農 地 (小 計)	採 草 放 牧 地	混 林 牧 地	農 施 用 業 用 設 地	計			
農 業 振 興 地 域 (A)	変 更 前	1025.5	274.0	13	1312.5	0	0	4	1316.5	416.2	871.6	2604.3
	変 更 後	1025.3	274.0	13	1312.3	0	0	4	1316.3	416.2	871.8	2604.3
農 用 地 区 域 の (B)	変 更 前	862.1	229.8	13	1104.9	0	0	0	1104.9	146.4	0	1251.3
	変 更 後	861.9	229.8	13	1104.7	0	0	0	1104.7	146.4	0	1251.1
農 用 地 利 用 (C)	変 更 前				1116.9	0	134.4	0	1251.3			
	変 更 後				1116.7	0	134.4	0	1251.1			
設 定 率	(B) / (A) 変 更 前				84%							
	変 更 後				84%							
率	(C) / (A) 変 更 前				85%	%	%	%	%			
	変 更 後				85%	%	%	%	%			

(注)

- 「農業振興地域の現況」の欄は、整備計画書様式第1の1の(1)のア及び整備計画書基礎資料様式第2の1の表5等から記載する。
- 「農用地地域の現況」及び「農用地利用計画」の欄は、整備計画書様式第1の1の(2)のアの表等から記載する。

3 農業上の用途区分の変更の概要
用途区分を次のとおり変更する。

地区名・区域番号	変更前		変更後		変更の理由
	用途区分	左の範囲	用途区分	左の範囲	

(注) 農用地利用計画の変更のみのときは、次の第3以下は省略できるものとする。

第3「農用地等の保全に関する事項」の変更
(変更部分を記載する。)

なし

第4「農業生産基盤の整備開発計画」の変更
(変更部分を記載する)

なし

第5「農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」の変更
(変更部分を記載する)

なし

第6「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項」の変更
(変更部分を記載する)

なし

第7「農業近代化施設の整備計画」の変更
(変更部分を記載する)

なし

第8「農業従事者の安定的な就業の促進計画」の変更
(変更部分を記載する)

なし

第9「生活環境施設の整備計画」の変更
(変更部分を記載する)

なし

(別紙3号)

農用地利用計画変更目的別集計表 (除外)

上段：面積 (㎡) 下段 () 内：件数

変更目的 農用地 区域番号	住 宅 用 地	工・鉱業 用 地	公共事業 用地(学校、公園 、道水路等)	農業用 施設 用地	商 サ レ シ ヤ ー 用 地	業 業 設 施 地	駐 車 場 ・ 資 材 置 場 地	植 林	そ の 他	面 積 合 計	積 数 計
C-2	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
C-3	658 (2)	()	()	()	()	()	()	()	1,468 (1)	2,126 (3)	()
C-4	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
D-1	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
D-2	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
D-3	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
E-1	198 (1)	()	()	()	()	()	()	()	()	198 (1)	()
E-2	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
E-3	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
E-4	815 (1)	()	()	()	()	()	()	()	()	815 (1)	()
面積計	1,671						422.33		1,468	3561.33	
件数計	(4)	()	()	()	()	()	(1)	()	(1)	(6)	()